

# 高等職業教育における日本モデルの構築\*

## — 専門大学システムの独・韓・日比較 —

寺 田 盛 紀†

### 目次

はじめに

1. 先行研究における高等職業教育の比較の方法
2. 制度の基本設計・動態：第1記述指標
3. 次元A：行財政構造・規制主体の比較
4. 次元B：制度の目的・目標の比較
5. 次元C：教授学的側面の比較
6. 比較考察

まとめ：日本モデルの構築の可能性

キーワード：比較研究，専門大学，高等職業教育，比較の記述指標

### はじめに

中等教育段階を主とする職業教育の比較研究において、1990年代以降の職業教育の国際的、現代的課題に関して、若干の指摘がある。ごく最近では、Fromberger (2019) は、職業教育界の共通傾向として、コンピテンス志向の職業教育カリキュラムの標準化、企業での就労経験を含んだ職業教育（デュアルシステム志向）、そして職業教育と高等教育の移行（関連づけ）と分化（分節化）の動きがみられると指摘している。第3の点は、1990年代以降、英国のPolytechnicsが大学に吸収されたこと（村田・篠原, 2016, 39）やフィンランドで1992年から96年にかけてAMK（専門大学）が制度化されたこと（渡邊, 2012, 54）、1979年に設置された韓国の専門大学では2008年に（松本, 2017, 185）、さらにオーストラリア（中村・寺田, 2017, 40）では2011年の資格枠組み（AQF）でカレッジ

---

\* 本稿は、アジア職業教育訓練学会（Asian Academic Society for Vocational Education and Training）第16回大会（オンライン）の論文集（Collection of Papers of AASVET 2020, 16th Conference in Japan. “Study and Training for Work and Vocation in Society 5.0 (4.0)”, <http://www.ubonasm.net/aasvet2020/program/>, 2020.12.01 公開）に寄稿した英文論文 “Conflicts between Japanese Structure and German Model in Higher Vocational Education” を、一次出版者及び本誌編集委員会の許可を得て日本の関係者向けに和文で執筆しなおした普及目的の論文である。

† 本センター研究員・名誉教授，京都先端科学大学客員研究員

(準学士 Associate) 段階の職業教育プログラムを学士 (Bachelor) プログラムに接続する試みが位置づけられたことなどの動向と連動している。これらの動きは、OECDにおいて、すでに職業教育の大学との「脱分化・連携」“De-differentiation, collaboration”として議論されていた (Puuka, 2012) 事柄でもある。

日本でも、国際的には専門大学 (University of Applied Sciences) と呼ばれる大学が、高等教育セクター間、省庁・省内局間、経済・社会団体間、研究者間の約 10 年間にわたる葛藤・議論の末、2019 年度より発足した (寺田, 2018)。本稿は、日本で誕生したばかりの段階にある専門職大学・短期大学 (文科省は英語名称を Professional University-College と呼ぶことを勧めている) について、元祖ドイツの専門大学 (Fachhochschule, 直訳するなら専門高等教育学校) と、さらにフロントランナーである韓国の専門大学 (전문대학, 英語名称は Junior College または Technical College) と比較することを課題とする。その場合、EU の教育機関の種別化・段階化の概念装置である “Descriptor” (European Commission, 2008, Annex II) という比較概念を「記述指標」として活用し、比較項目ごとの指標概念に沿って比較分析するという方法を採用。この作業を通して、現段階における我が国の専門職大学の比較特質を明らかにすることが本稿の目的である。

## 1. 先行研究における高等職業教育の比較の方法

### 1-1. 主な先行調査・研究

まず、若干の高等職業教育の比較分析の試みを総括し、専門職大学の比較分析の概念 (比較記述基準) を確定しておきたい。

古くは、OECD(1973, 15-19)の3基準、大学とのリンク (linkage with university)、カリキュラムの多様性 (diversifying of curriculum)、全国的標準 (national standard) の有無による制度の3パターン分類 (Multipurpose-, Specialized- and Binary Model)、また、かなり後の Grubb (2003, 10-12) のアカデミック (academic) 性、職種 (occupational) との関連性、そしてキャリア・アップやリカレント教育目的 (aim for career up or recurrent) の有無の3基準による OECD とほぼ同様の3パターン化 (Unitary, Binary and Multi-purpose) の試みがある。他方 UNESCO (1997, 2011) の国際教育標準分類 (ISCED) による高等教育機関の 5A, 5B への類別基準 (3年以上の年限の有無、理論志向か特殊職種志向か) や Bologna Working Group (2005) の EQF 段階区分における量的基準 (年限 Duration, 欧州単位 ECTS などの量的基準と、アウトカムとしての知識、スキル、コンピテンスの総合性や自律的意思決定性など、質的基準に関する項目もある。さらに、EU Commission (2016) の 15 の比較項目 (ガバナンス、質保証、財政、教師、パートナーシップなど) による比較調査研究もある。

わが国では、金子の高等職業教育比較の研究 (2016) が代表的なものである。金子は、教育と研究の両目的の追求、学位授与、学位授与権を含む自治権という3基準から高等教育機関を大学、準大学 (職業系カレッジ等)、非大学 (職業教育セクター) に分類している。また、「職業リンク」 (高等教育の専門分野の職業との関連性) という視点もとりあげ、「高度専門職リンク」 (法学、医学他)、「技術系リンク」 (理系)、そして「ホワイトカラーリンク」 (人文系) など分野のアウトカム分類も行っている。本稿の課題である専門大学の機関名称 (Fachhochschule のうちとくに hochschule) とその性質にこだわりがあるのか、それを相変わらず「非大学」にカテゴライズしているなどの問題がみられる。

以上の高等教育の比較研究は、EU (2016) を除くと、概して、若干の基準による制度パターンの分類であり、結局のところ、大学 (学術志向) か非大学 (職業志向) か、多目的か特殊職業志向かを

分類することに還元され、肝心の職業志向の高等教育機関の多次元的な比較分析が課題として残されている。

## 1-2. 高等職業教育の3次元比較

そこで、以上の先行諸研究で使われている約20にわたる比較記述指標を、筆者が2000年に、若干のドイツの比較職業教育研究（Greinert 1993, Bolssfeld 1993, Deißinger 1995等）の方法論議を参照して提案した「中等職業教育の比較のための3次元モデル」（Terada 2003）に当て嵌め、制度の基本設計・量的動態と各次元2記述指標の合計7基準を抽出し、ドイツ、韓国、日本の専門大学の比較を行う。その3次元とは、A次元が政治・政策的側面であり、規制・監督や運営の主体のあり様、B次元は職業教育の目標・アウトカムの次元（制度の社会的・労働市場論的次元）であり、前後あるいは同段階の教育機関との関連性（共通性・分節性）が問題にされる。C次元は教育学的・教授学的次元であり、おもにカリキュラムの理論や実技への志向性に関わる。高等職業教育の比較の際には、とくにB次元の前後あるいは同段階の教育機関との関連性は、大学やその他の高等教育段階の職業教育機関との関連性（同等性）と分節性ということに置き換え、分析する必要がある。

これらの比較分析により、結局は単純な1次元の制度パターンへの分類や、各国諸機関の類別だけに収斂しない、より多面的、多面的な比較ができるものと思われる。

## 2. 制度の基本設計・動態：第1記述指標

### 2-1. ドイツ

ドイツの専門大学は1969年にノルトライン・ヴェストファーレン州 Land Nordrhein Westfalen（以下NRW）で発足して以降、50年の歴史にわたり、成熟状態にある。2019/20年度冬学期現在、大学107校（学生数117.7万人）に対して、一般専門大学213校（102.3万人）である（Statistisches Bundesamt 2020, SS.7-8.）。その年限は3~4年であり、前期・後期などと区分されない一貫システムである。

### 2-2. 韓国

韓国では、1979年に短期大学と専門学校を合体させ、専門大学が発足した。2~3年制の前期college課程と1~2年制の後期学士課程が接続される。2019年現在の設置校数は、一般大学の191（200.1万人）に対して137校（64.4万人）となっている（KEES 2020）。専門大学の大半が前期課程2年制であることを考えると、2年の期間に限定すれば、対大学比で学生数は半分程度の割合になる。医療関係等の資格系の場合3年制である。後期学士課程は、2020年現在108大学、入学者約17,200人とマイナーである（KCCE, 2020）。全体の学生数からするとごく一部である。韓国の専門大学はcollege型であると考えてよい。

### 2-3. 日本

日本の専門職大学は、ドイツほぼ同様の4年一貫制がメインである。しかし、専門職短期大学（2~3年）も同時に導入され、それらの併設を認めている。短期大学課程を前期課程、学士課程を後期課程として区分もできる。したがって、日本の専門職大学はドイツ型の学士（4年）一貫型と前期・

後期接続型（パターン）、そして短期大学のための3つの編制（formation）構造からなる独自のモデルと言える。

### 3. 次元 A：行財政構造・規制主体の比較

#### 3-1. 第2記述指標（A-1）法規制・運営主体

##### 3-1-1. ドイツ

連邦国家であるドイツの専門大学の法制は、すべて各州の高等教育法の中で、大学と並ぶ高等教育機関の一種として規定されている（Deutscher Hochschul Verband 2020）。運営主体を見ると、公私別内訳では、近年私立機関が増えつつあるが、州立校が半数近くを占める。2018/19年度冬学期現在、私立学校は学校数で91校となっている。職業教育を国家・州、社会が支えるという観念が定着している。

##### 3-1-2. 韓国

韓国では、高等教育法（고등교육법 2017, 英語版では Higher Education Act）の Article 2 で、専門大学は、ドイツと同様、大学と並ぶ高等教育機関の一種として規定されている。国・公・私では、国立2校、公立7校、私立128校と圧倒的に私立志向である。日本の高等教育や高等職業教育（とくに専修学校教育）と同様、職業教育を私的事項とみなされる傾向が強い。

##### 3-1-3. 日本

日本では、高等教育の単独法は存在せず、学校教育法（2020）の中で、一元的に規制される。2017年成立（2019年より発足）の専門職大学及び短期大学は、学校教育法第9章（大学）の中の第87条（2）で規定される、大学・短期大学の一種として位置づけられている。非学位授与機関・非大学としての高等教育機関である高等専門学校や専修学校・専門課程とは区別されている。

運営主体（設置者）を見ると、設置2年目の現段階では、わずか9大学、2短期大学にすぎないが、大筋傾向が見えている。国立は1校もなく、県立1校が大学と短大を併設し、他はすべて私立の法人による設置である。日本はとくに高等教育及び職業教育の私事性が強い。また、設置前もしくは現在も専修学校であったもの、またはそれを併設しているものが、ほとんど（8校中7校）である（文部科学省 2020）。

#### 3-2. 第3記述指標（A-2）：設置認可・認証評価

専門大学の規制・運営の性格を見るうえで、その設置認可の仕組みは格好のテーマである。

##### 3-2-1. ドイツ

ドイツの大学等の高等教育機関（Hochschulen）の設置認可の特徴は、やはり州高等教育法で定められている。州立機関に関しては認可手続き、基準がなく、非州立・私立機関のみの規定である（寺田他, 2014）。重要なことは、例えば、NRW州の場合の解説書（Ministerium, 2008）によると、設置申請の段階からすでに第三者評価（認証評価）が義務づけられていることである。それによると、第1段階が構想の検討段階（法的最低基準の審査＝予備審査）、第2段階が学修課程の認証評価（州立大

学との同等性の評価) , そして第3段階が州政府による申請・許可段階である。認可は、5年間有効である。国と専門家組織によるパートナー規制が特徴である。

### 3-2-2. 韓国

韓国は、高等教育法第4条及び関連法規にもとづき、教育部内の大学設置審査委員会で設置認可を行う。認可後の認証評価は、専門大学は高等教育機関であるとはいえ、大学とは別の政府認定の専門大学協会の「高等職業教育評価認証院」で行われている。5年間の効力を有する(寺田他 2014)。

### 3-2-3. 日本

日本では、設置認可は文部科学省及び同省内で組織される専門家の審議会の専管事項である。文科省はここで徹底的に立法者意思を貫く。新設のニーズに始まり、大学の校地、建物の面積から、アドミッションやカリキュラムのポリシー、教育課程、教員の経歴・業績審査、学生の進路見通し、法人の会計状態などに至るまで、たくさんの事柄をたいへん厳しく審査・「指導」する。晴れて設置が認められると教育年限の期間中、文科省の指導下に置かれるが、完成年度経過後、1999年より制度化された7年間有効の第三者評価を受ける。

## 4. 次元B：制度の目的・目標の比較

### 4-1. 第4記述指標(B-1)：大学との関連性及び授与学位

#### 4-1-1. ドイツ

ドイツでは、専門大学の定義は州により異なる。NRW州の場合、一般大学が「学問的認識の獲得と学問(Wissenschaft)の発展」と定義されているのに対して、専門大学は「職業活動への応用的な教育、学修」に重点が置かれている(Gesetz NRW, 2007)。

授与学位はDiplom (FH)とし、(FH)を付し、大学と区別されていた。しかし、1999年のボローニヤ宣言(高等教育システムと質保証の欧州共通化)によるプロセスのスタート以降、ドイツの一般大学、専門大学とも、180~240ECTS (European Credit Transfer System)を満たせば、Level 8の中のLevel 6(高等教育のFirst cycle)はすべてBachelorで統一されている(European Community, 2008)。

#### 4-1-2. 韓国

韓国では、大学は「学術の理論とその応用方法を教授・研究すること」(Higher Education Act, Article 28)が任務であるのに対して、専門大学は「専門的な知識と理論を教授・研究し」「専門職業人を育成する」(Article 47)というように、職業目的が強調されている。

授与学位は、前期短大課程が専門学士(associate)、後期課程が学士(bachelor)であるが、韓国語の直訳英語は「専門学士課程」が“Specialized Bachelor Course”であり、後期課程は「専攻深化課程」(Advanced Course of Majors)であり、英語名称と韓国語名称との間に微妙なニュアンスの違いが存在する。

#### 4-1-3. 日本

日本では専門職大学は、学校教育法第87条(2)で「深い専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする」とある。

日本の専門職大学は大学の一形態であるので、授与学位も学士であり、大学と同じである。教育年限も医学系（6年）を除けば4年であり、これも大学と同じである。ただし、学士のあとに「（専門職）」を付し、「学士（専門職）」としなければならない（文部科学省令,2016）。ボローニヤ・プロセス以前のドイツの専門大学の仕方と同じである。

## 4-2. 第5記述指標（B-2）：設置学科から見た訓練の学術性と職業関連性

### 4-2-1. ドイツ

2018/19年度の専門大学の学生数は1,001,550人であるが、領域別にみると、経済諸科学が252,760人（うち経営学が162,429人）、情報学が104,252人、機械工学103,636人、社会福祉が83,108人（うち社会事業は54,394人）、健康科学55,252人（うち健康管理32,830人）、心理学が30,239人など、応用学問系の分野に特化していることがわかる（Statistisches Bundesamt, 2020）。

他方、大区分の専門群別にみても、人文科学（9,297人）、数学・物理・科学・生物学等の数学・自然科学（20,070人）、情報、機械工学を含めた各種工学（414,606人）、芸術・音楽（29,434人）となっており、法学、医学を除く、ほぼすべての分野に亘っている。職業教育というより応用的学問教育の面が強い。

### 4-2-2. 韓国

ドイツ、日本との比較のために、2020年現在の専攻深化課程（学士課程）の学科構成をみてみる。その学士課程は、前述のように108校（約17,200人の入学者）を数えている。学校数では70%以上だが、学生数では、3%程度とごくわずかである。李明訓（2015）によると、学士課程に関しては、101大学が、就労経験が必要なリカレントコースの学科（76学科）、前期からの進学コース（489学科）を開設している。各校、数個から10程度の学科を設けている。設置学科名をみていくと、看護、社会福祉、幼児教育、電子・情報・コンピュータ、観光、インテリア、セキュリティー、建築、デザイン、税務、歯科臨床、鉄道建設、放送、土木、ジュエリーなど、実務的な、国家資格にかかわる職業学科が多数並んでいる。大学とは相当の分節性がみられ、非プロフェSSION的、あるいはセミ・プロフェSSION系の職業に強くリンクしていることがわかる。

### 4-2-3. 日本

他方、日本は今後の展開次第だが、設置2年目にもかかわらず、一定の傾向が見えている。4年制専門大学9校で設置学科がわずか17である。そのうち、リハビリ学科が7、情報関係が5、ファッション関係が4（1大学）、農林業が1である。リハビリという比較的新しい医療技術（資格対応）、情報、ファッション、農林業（6次産業志向）という新産業（非資格職業）志向とが併存している。福祉、医療、観光など、韓国の専門大学に見られる諸大学・学科はすでに一般大学の職業教育化の中で実現しているからである。

## 5. 次元C：教授学的側面の比較

### － 第6記述指標（c-1）教養対専門及び第7記述指標（c-2）企業実習の位置づけ －

#### 5-1. ドイツ

表 1. 日本の専門職大学・短期大学一覧（2020）

専門職大学					
区分	所在地	大学名	学部名	学科名	開設年度
公立	静岡県	静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部	生産環境経営学科	令和2年 (2020年)
私立	東京都 愛知県 大阪府	国際ファッション専門職大学	国際ファッション学部	ファッションクリエイション学科	平成31年 (2019年)
				ファッションビジネス学科	
				大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科	
				名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科	
私立	東京都	情報経営イノベーション専門職大学	情報経営イノベーション学部	情報経営イノベーション学科	令和2年 (2020年)
私立	東京都	東京国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科	令和2年 (2020年)
				デジタルエンタテインメント学科	
私立	東京都	東京保健医療専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	令和2年 (2020年)
				作業療法学科	
私立	新潟県	開志専門職大学	事業創造学部	事業創造学科	令和2年 (2020年)
			情報学部	情報学科	
私立	滋賀県	びわこリハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	令和2年 (2020年)
				作業療法学科	
私立	岡山県	岡山医療専門職大学	健康科学部	理学療法学科	令和2年 (2020年)
				作業療法学科	
私立	高知県	高知リハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	平成31年 (2019年)
専門職短期大学					
区分	所在地	短期大学名	学科名	修業年限	開設年度
公立	静岡県	静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部	生産科学科	2年	令和2年 (2020年)
私立	東京都	ヤマザキ動物看護専門職短期大学	動物トータルケア学科	3年	平成31年 (2019年)

文部科学省(2020) 専門職大学等一覧, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senmon/1414446.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1414446.htm) (2020.10.31)

## 法規定

ドイツの高等教育の教育課程は、各州・各機関の試験規程の中で規定されている。連邦法や州の高等教育法には特段の詳細は定められず、例えば、NRW州の場合、各高等教育機関の試験規則に海外実習semester、実習semester（専門大学を想定）、他の職業実習の制度化が規定されている（Gesetz über die Hochschule des NRW §64（2））程度である。

### 事例1：ボッフム大学（Hochschule Bochum）

この大学には約10年前以降、2度ほど訪問したことがあるが、最新のデータで確認する。工学系35学科設置のうち、メカトロ系の学士課程試験規則（Hochschule Bochum, 2017）を覗いてみる。いずれも学士課程は7学期、「デュアル課程」と呼ばれる中等職業訓練ないし企業就労と学士課程を組み合わせたコースの場合9学期制である。

カリキュラムはモジュール制で、20モジュール（科目群）から成り立っている。教養系の基礎科目は、各学科共通の数学1（8 ECTS=European Credit Transfer System, 240時間）、数学2（6ETC）、物理1、2（各5ETC）くらいである。時間数は相当の量にわたるが、基礎的科目を教養的に横に広げていない。ほぼすべてが専門科目である。これらモジュール科目以外に、企業実習と、企業との連携で行われることの多い卒業研究（bachelor work）、コロキウム（colloquium）が必修化されている。

この国の専門大学の特徴である企業実習（Praxisphase, Praktikum in dem Betrieb）は試験規則の§9で10週間とされており、いずれも最終学期（第7学期）に15 ECTS（450時間）が設定される。大学によっては、2～3期に分けて企業実習を行うこともまれではない。

## 事例2：私立ゲッチンゲン専門大学 (Private University of Applied Sciences, Göttingen)

ここでは、経営学、ビジネス心理学、工学、健康工学の4学科が設置されている。そのうち、経営学は、6学期制・210ECTS・25モジュール制である。同学科の場合、教養的科目は狭く見れば0、やや広げて”Analytical Method”(1<sup>st</sup> Semester, 7 ECTS)くらいである (Private University of Applied Sciences, 2020)。

他方、企業実習は全部で3期 (2<sup>nd</sup>, 3<sup>rd</sup>, and 4<sup>th</sup>) にわたり、それぞれ、8 ECTS (6週間) なので、720時間以上となる。その他、第5学期 (23モジュール) と最終第6学期 (24モジュール) に6週間 (8ECTS) と12週間 (18ECTS) の海外実習、さらに6学期の「卒業論文・討論会」 (Bachelor-Thesis and Disputation, 12 ECTS) が付け加わる。

## 5-2. 韓国

### 法規程

韓国では、ドイツと同様、高等教育カリキュラムについて、高等教育法 (Higher Education Act) やその関連法規に特段の規程はない。詳細規程は学校サイトに委ねられている。以下の事例2つはいずれも李明訓 (Lee-Myung-Huns) が調査・翻訳したデータ (李明訓, 2014) に基づき、筆者が2015年9月に訪問した聞き取り調査の結果である。

### 事例1：デジョン (大田) 保健科学専門大学 (Daejeon Health Science College)

デジョンの専門大学には、2015年現在、医療系技師養成課程18学科 (bachelor courses は11学科) が設置されていた。うち宝石デザイン (専門学士2年コース) の2014年実施の課程表を見ると、教養必修科目 (4単位) として、大学生活の理解1, 2, 進路指導1, 2というキャリア科目に加えて社会奉仕1, 2, 生活英語、さらに選択科目として表現、コンピュータなど、非教養的実利的科目が並んでいる。現場実習は、2年次後期2単位が設定されている。非国家資格系の場合、その単位・時間数はひじょうに少ない。

また、学士課程も持つ歯科保健コース (3年制) のカリキュラムを見ると、教養科目は宝石デザインコースとほぼ同様であるが、単位数がやや多く9単位となっている。必修臨床実習1 (2年後期), 2 (3年前期) の基本は学内に顧客を迎えての実習であるが、各3単位であり、これもそう多くはない。

### 事例2 ヨンジン (永進) 専門大学 (Yeungjin College)

この大学は、韓国では著名な専門大学であり、専門学士コース12, 学士コース8を有している。同行の校則第22条で、①カリキュラム構造として教養科目5~15%, ②専攻科目85~95%とされており、かつ③現場実習は専攻必修とされている。応用機械鋳型工作 (Mold-Tooling Course of applied Mechanics) コースの場合、教養科目としていずれも選択であるが、社会奉仕, E-ラーニング, 英会話が配置されているが、リベラルアーツ的科目ではない。

他方、必修の現場実習は、専門学士課程では、2年次後期に3単位 (週3時間) であり、2年制であるためか、ドイツと比べてかなり短い。

### 5-3. 日本

**法規：**日本では、専門職大学の教育課程は、一般大学（大学設置基準）と同様、専門大学設置基準（文部科学省, 2016）なる省令で詳細に規定されている。専門職大学の課程は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の各群とされ（第13条）、それぞれ、20以上、60以上、20以上、4以上の単位（数）とされている。一般大学では、1991年の教育課程の大綱化（教養科目の群ごとの単位数規定の撤廃）以降も、教養科目が40単位程度、残りがすべて専門科目というのが実態である。それと比べると、専門職大学では、教養科目の割合がほぼ半減し、かつ専門基礎科目が入り込んでいる。さらに、展開科目（専門の幅を広げる意図）や総合科目なるPBL型の応用力育成志向科目が必修扱いになっている。4-2とも関連するが、幅広型専門職業教育の性格が付与されている。

他方、日本モデルの職業教育には存在しなかったドイツ型の企業実習も、2年制短大の場合年300時間以上、4年制の場合600時間以上となっている。ドイツほどでないが、革新的な取り組みである。以下、国家資格系と非資格系の学部・学科の教育課程を1ずつ取り上げる。

#### 事例1：東京保健医療専門職大学

文科省内の、学者専門家の入った設置審査は非常に厳しく、各校での教育課程は、ほぼ設置基準通りの範囲で収まる。まず、9校中4大学で、そしてこの大学の分野でもあるリハビリテーション学部の例（東京保健医療専門職大学, 2018）を見る。

この大学は1学部（リハビリ学部）2学科（理学療法士学科と作業療法士学科で、80人定員）からなる。そのうち、理学療法士学科の基礎科目は、社会、自然科学、組織、地域・ボランティアの4領域からなっている。前2者が教養科目であり、後2者が現代的教養（基礎）科目である。文科省の基準通り、必修16、選択で4単位以上履修する。

臨地実習は、1, 2, 4年で合計27単位（20週間で600時間換算）が必修化されている。ところで、現場実習（臨地実習）に関しては、若干注意すべきことがある。つまり、医療保健系のこの分野は、厚生労働省の基準に従わねばならず、理学医療士の場合、国家資格取得のためには、2020年までは臨地実習は18単位、2020年以降は20単位（×40時間800時間）となっている。しかし、そのうち、2分の1（つまり400時間）以上は病院・診療所で、3分の2（536H）以上は医療関連施設で行い、実習時間外の学修等を含めることができるとされている（厚生労働省, 2017）。したがって、専門職大学の企業実習の要件は、従来の基準（専門学校としてこの分野の教育を行っていた場合）に収まるか、あるいは若干時間数を積みますことで対応できる範囲である。

#### 事例2：静岡県立農林環境専門職大学（2018）

この大学は、現在のところ、唯一の県立（公立）大学である。公立であっても私立と全く同じ厳しい審査を受けての認可であった。この大学は、1学部（生産環境経営学部）、1学科（学部名と同じ）、1学年定員が僅か24名（2年制の短期大学も併置され、定員は100名）である。教育課程の4群構成は、設置基準通り先のリハビリ学部と同じであるが、科目構成が若干異なる。まず、基礎科目群は明確に一般教養と基礎科目（コミュニケーション・スキル科目）に区分されている。前者では、歴史学、文学、経済学、法学などを含む社会科学系科目を重視している。さらに、専門科目は、定員規模が小さいのに、3コース制（栽培、林業、畜産）を敷いているので、多岐にわたる。設置審議会から少人数科目や不開講科目が生ずることの注意を受けたと言う。

企業実習は、個人農家でなく、県内の農業・林業法人で行われる計画であるが、3年後期の就労実習が10単位、4年前・後期各5単位で、合計20単位（600時間相当）が計画されている。先のリハビリ学科など、臨地実習がもともと義務づけられている国家資格系の職業教育と異なり、この大学のように非資格系（他の情報系やファッション系なども）は初めての取り組みであり、ハードルが極めて高い。

表2. ドイツ・韓国・日本の専門大学の比較表

国・大学原語・英語名	①システムデザイン・修学年限	②A-1: 規制と管理運営 ③A-2: 設置認可	④B-1: 大学との関連性・授与学位 ⑤B-2: 職業・産業との関連性	⑥C-1: 教養課程の有無と専門課程集中度 ⑦C-2: 企業実習の程度
<b>ドイツ</b>		A 1: 州高等教育法による規制	B1: Bachelor ボローニヤ前の旧課程はDiplom (FH)	C1: 教養科目はほぼ皆無で、専門課程で編成
Fachhochschule	3年以上の一貫制	A-1: 213校中122が州立(大規模校)等, 91校が私立(中小規模)	B1: 大学と同様の高等教育機関	
University of Applied Sciences 1969~ NRW		A 2: 州の監督・認可と	B2: 応用的学問の職業志向, かつ文系・理系・技術系の幅広い分野にわたる	C2: 数回にわたる, もしくは学期単位の長期現場実習
<b>韓国</b>	前期と後期の2段階。後期学生は少数	A 1: 国の高等教育法・専門大学令による規制	B1: 準学士 (Specialized Associate) と学士数は少ないが後期課程は学士 (Bachelor)	C1: 少数のキャリア関係・社会奉仕関係の基礎科目と専門科目で編成
전문대학		A 1: 137校中128校が私立	B1: 大学と同様高等教育機関	
Junior or Technical College 1979~		A 2: 教育部内での認可	B2: 準専門職的な実践的職業志向	C2: 多くない単位あるいは短期の現場実習
<b>日本</b>	4年一貫制と短期大学, 前期・後期2段階制の3種	A1: 学校教育法の大学規定・専門職大学設置基準により規制	B1: 学士(専門職)と準学士(専門職)	C1: 10単位程度の教養科目と10単位程度の基礎科目, 専門科目(60単位以上), 展開科目(20単位以上), 総合科目(4単位)で編成
専門職大学		A1: 小規模の9大学中, 8大学, 2校の短大中1校が私立	B1: 一般大学と並ぶ大学の一つ	
Professional University 2019~		A2: 文部科学省内の設置審査・認証評価は設置後第三者機関による	B2: 健康科学系職種と新産業分野志向の併存	C2: 新産業分野の学科では相当量(600時間以上), 健康科学等の資格系職種の学科では国の養成基準内にほぼ収まる現場実習

## 6. 比較考察

以上の分析を総括すると、表2のように整理できる。以下、各指標（グループ）ごとに若干の比較考察を行う。

### 6-1. システム設計の違い

今回、3か国を取り上げたが、まず、制度的には、①一貫型の学士課程（ドイツ、日本）、②前期準学士課程と後期学士課程の接続型（韓国、日本）、③前期課程のみ（日本）という3パターンがあることが分かった。②や③はアメリカ（community college）やオーストラリア（college of further education）、ポリテクニクス（polytechnics）を置いているインドネシアなどイスラム諸国などにも該当する。そういう意味では、日本のシステムはひじょうに多元的である。

### 6-2. 国の規制性

A次元に関して言うと、法規制上は中央政府ないし州政府の法規の基づくことでは、3か国は共通しているが、運営（administration）という点では、ドイツは州立が多いのに対して、日本は高等職業

教育に関しては、De-regulation の考え方が歴史的に強いのか、国はめったに経営には手を出さない。また、設置認可に見られる、第三者（機関）関与の考え方については、ドイツではそれが原則になっているが、東アジアの2か国は国家規制が基本である。

### 6-3. 大学との統合性・分節性

大学との関連性・高等教育の分節性（B-1）に関しては、日本の専門職大学がもっとも大学制度に近く、ついでドイツ、韓国となる。しかし、そうであるがために、とくに日本では、専修学校や高専、さらに厚労省下の職業能力開発大学校・短期大学校など、非学位・大学セクターとの間に、分節性が生じることになった。

### 6-4. 職業との結びつき

各国で大学化されている職業教育機関の職業との結びつきについて（B-2）。西欧ドイツは横断的・職別労働市場の国であることから、個々の職業、職種に対応した人材育成を Outcome にしている。しかし、ドイツの専門大学は、一般大学にもあるような学術型の分野が多いことも特徴であり、その意味ではアカデミック応用型の人材育成に焦点化している。韓国の場合、短期大学段階の多数の人的サービス関連の職種、あるいは新産業型人材の育成に焦点化している。日本は、現段階では、韓国型に近い。

### 6-5. 教育課程

教育課程編成の特色について（C-1, C-2）。まず、日本では、第2次大戦後、現在もアメリカ型の大学制度を取っているので、専門職大学でも教養科目を一般大学の半分程度配置している。他方、ドイツ、韓国では皆無もしくはわずかである。それゆえ、この2か国の専門大学・短期大学の専門課程志向は強い。

この種の大学のレーゾン・デートルは学術の応用・実践であり、教育課程の上では、企業実習がキーになる。ドイツがより長期の、かつ複数回の実習を課しており、日本もそれに準じている。韓国は短大課程がメインであるとはいえ、比較的短時間の企業実習になっている。この点では、各国の企業社会の高等職業教育理解によるコミットメントが左右するものと思われる。

## まとめ：日本モデルの構築の可能性

とまれ、日本はもっとも初期の先行者であるドイツのモデルを、さらに暗に韓国をベンチマークし、この種の大学を立ち上げた。いくつかの難しさもあった。日本では1990年代以降、高等教育、とくに大学のユニバーサル化の中で、大学内にすでに多様な職業教育コースが置かれてきた。また、職業教育の成果（アウトカム）を受け継ぐべき移行（就職市場）過程に、国家資格職種を除けば、西欧的な採用慣行が存在しない。さらに、よく知られているように、この種の大学教育プログラムの肝である、企業実習を受け入れる伝統も薄い。職業教育、しかも大学社会というアカデミズムの世界での実践志向の職業教育への教育関係者の根強い抵抗感もある。こういう状況の中での専門大学の制度化である。

しかし、教育界および研究者の世界には、約 60 年前に構想され、今回制度化されたこの大学の理念やドイツモデルへの根強い暗黙の共感がある。我が国において、この 2 年間ほどの間に形成された初期的特質が、今後の専門職大学の拡張の中で、基本的に維持されていくのか、あるいはその中で変容を遂げていくのか、いわば日本モデルの構築過程に注目される。

## 【参考文献】

- Blossfeld, H. P. (1993) Die berufliche Erstausbildung Jugendlicher im internationalen Vergleich. *Zeitschrift für Berufs- und Wirtschaftspädagogik, Beiheft 11.*
- Bologna Working Group on Qualifications Framework (2005) *A Framework for Qualifications of The Europa Higher Education Area* (In. Denmark)  
[http://ecahe.eu/w/images/7/76/A\\_Framework\\_for\\_Qualifications\\_for\\_the\\_European\\_Higher\\_Education\\_Area.pdf](http://ecahe.eu/w/images/7/76/A_Framework_for_Qualifications_for_the_European_Higher_Education_Area.pdf) (October 31,2020)
- Deißinger, T. (1995) Das Konzept der “Qualifizierungsstile” als kategoriale Basis idealtypischer Ordnungsschema zur Charakterisierung und Unterscheidung von “Berufsbildungssystem”. *Zeitschrift für Berufs- und Wirtschaftspädagogik, H4.*
- Deutscher Hochschul Verband (2020) *Hochschulgesetze des Bundes und und der Ländern.*  
[https://www.hochschulverband.de/hochschulgesetzsammlung.html#\\_](https://www.hochschulverband.de/hochschulgesetzsammlung.html#_) (October 31, 2020)
- European Commission (2008) *The European Qualifications Framework for Lifelong Learning (EQF).*  
[http://ecompetences.eu/wp-content/uploads/2013/11/EQF\\_broch\\_2008\\_en.pdf](http://ecompetences.eu/wp-content/uploads/2013/11/EQF_broch_2008_en.pdf) (October 31, 2020)
- European Commission (2016) *Study on Higher Vocational Education and Training in the EU, Final Report.*
- Fromberger, Dieter (2019) Berufliche Bildung im Vergleich. Historische Unterschiede und internationale Trends. In. Matthias Pilz usw. (Hrsg.) *Berufsbildung zwischen Tradition und Moderne, Festschrift für Thomas Deißinger zum 60. Geburtstag*, Springer V S, SS. 303-308.
- 学校教育法 (2020) [https://elaws.e-ov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000026](https://elaws.e-ov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000026) (October 31, 2020)
- Gesetz NRW (2007) *Gesetz über die Hochschule des Landes Nordrhein- Westfalen.*  
[https://recht.nrw.de/lmi/owa/br\\_text\\_anzeigen?v\\_id=10000000000000000654](https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_text_anzeigen?v_id=10000000000000000654) (October 31,2020)
- Greinert, W.-D. (1993) *Das »deutsche System« der Berufsausbildung. Geschichte, Organisation, Perspektiven. Baden-Baden, 1993.* [The »German System« of Vocational Education. History, Organizaion, Prospects, Baden-Baden.1994]
- Grubb, W. N. (2003) *The Roles of Tertiary Colleges and Institutes: Trade-offs in Restructuring Postsecondary Education.* University of California, Barkley.
- Higher Education Act (2017), South Korea *등교육법.* (In. English)  
[https://elaw.klri.re.kr/eng\\_service/lawView.do?hseq=42696&lang=ENG](https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=42696&lang=ENG) (October 31,2020)

- Hochschule Bochum (2017) Erste Ordnung zur Änderung der Studiengangsprüfungsordnung für die Bachelorstudiengänge Mechatronik. [https://www.hochschule-bochum.de/fileadmin/public/Die-BO\\_Hochschule/verwaltung/AB2017/920.pdf](https://www.hochschule-bochum.de/fileadmin/public/Die-BO_Hochschule/verwaltung/AB2017/920.pdf) (October 31, 2020)
- 金子元久 (2016) 高等教育システムと職業教育—7か国概観, 高等教育における職業教育と学位 (大学改革支援・学位授与機構) 1-17.
- KCCE (2020, Korea) 학사학위전공심화과정=Advanced Programmes of Bachelor Courses. (In Korean and Japanese) <http://www.kcce.or.kr/web/majorBusiness/webMajorOperation.do> (October 31, 2020)
- KEES (2020) Educational Statistics. (In. English) <https://kess.kedi.re.kr/eng/index> (October, 31,2020)
- 厚生労働省 (2017) 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000193704.pdf> (October 31, 2020)
- 李明訓 (2014) 大田保健科学専門大学のカリキュラムについて (日本語作成資料) .
- 李明訓 (2015) 韓国専門大学の学士課程設置状況 (日本語作成資料) .
- 松本麻人 (2017) 韓国の短期高等教育機関における学士課程導入の戦略に関する考察 —専門大学の専攻深化課程を中心に—, 高等教育研究 (日本高等教育学会) 第20集, 179-198.
- Ministerium (2008) Ministerium für Innovation, Wissenschaft, Forschung und Technologie des Landes Nordrhein-Westfalen: *Leitfaden zur Gründung privater Universitäten und Fachhochschulen §§ 72 ff. Hochschulgesetz – HG.*
- 文部科学省 (2016) 省令第9号, 2016年4月1日.
- 文部科学省 (2020) 専門職大学一覧, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senmon/1414446.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1414446.htm) (October 31, 2020)
- 村田直樹・篠原康正 (2016) イギリスの高等教育における職業教育と学位, 高等教育における職業教育と学位 (大学改革支援・学位授与機構) , 35-62.
- 中村雅美・寺田盛紀 (2017) オーストラリア・TAFEの職業教育プログラムにおける資格と学位の関連 —メルボルンとシドニーの事例に即して—, 日本産業教育学会第57回大会 (工学院大学) 要旨集録, 40-41.
- OECD (1973) Short-Cycle Higher Education. A Search for Identity (ERIC-ED081325) .
- Private University of Applied Sciences (2020) Campusstudiengang Business Administration, Bachelor of Science. <https://www.pfh-university.com/fileadmin/Content/PDF/curricula/curriculum-business-administration-bachelor.pdf> (October 31, 2020).
- Puukka, J. ed. (2012) *Post-secondary Vocational Education, Pathway and Partnership*, (OECD) Chapter 3. 67-80.
- 静岡県立農林環境専門職大学 (2018) 設置申請・基本計画 [https://shizuokanorin.ac.jp/overview/document/nourinkankyotandai\\_1909nsecchi\\_kihon.pdf](https://shizuokanorin.ac.jp/overview/document/nourinkankyotandai_1909nsecchi_kihon.pdf) , September, 2020.

Statistisches Bundesamt (2020) *Bildung und Kultur, Fachseite 11, Reihe 4.1.* (October 31, 2020)

寺田盛紀 (2000, 2010) 職業教育の比較とその方法, 職業と技術の教育学 第13号 (2000, 名古屋大学教育発達科学研究科 技術・職業教育学研究室), *Challenge of Vocational Education in Japan: From the View Point of International Comparison, Especially in Asian Area. Journal of Asian Vocational Education and Training. Vol.3, No. 1* (2010).

寺田盛紀, Lee Myung-Hun 他 (2014) 高等職業教育の設置認可・認証評価のシステム —アメリカ・ドイツ・韓国の事例の意義—, 職業とキャリアの教育学 (名古屋大学教育発達科学研究科 職業・キャリア教育学研究室) 第20号.

寺田盛紀 (2018) 専門職大学の制度化過程に関する政策社会学的分析, 生涯学習・キャリア教育研究 (名古屋大学教育発達科学研究科 生涯学習・キャリア教育研究センター) 第14号.

東京健康科学専門職大学 (2018) 設置申請・基本計画書

[http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/tokyohokeniryou\\_1911nsecchi\\_kihon.pdf](http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/tokyohokeniryou_1911nsecchi_kihon.pdf) (October 31, 2020)

UNESCO (1997,2011) International Standard Classification of Education.

<http://uis.unesco.org/sites/default/files/documents/international-standard-classification-of-education-iscd-2011-en.pdf> (October 31,2020)

渡邊あや (2012) フィンランド, 諸外国における後期中等教育後の教育機関における職業教育の現状に関する調査研究 (みずほ情報総研株式会社) 43-73.

## **Abstract**

This paper is written in Japanese for Japanese more broader researchers as the second publication of the online collection's paper for the 16<sup>th</sup> Conference of the Asian Academic Society for Vocational Education and Training (December, 2020), which was titled as "Conflicts between Japanese Structure and German Model in Higher Vocational Education" (English paper: <http://www.ubonasm.net/aasvet2020/program/> [December, 01,2020] ). It also tries to clarify the communalities and differences among the earliest model of German University of Applied Sciences, Korean Junior and Technical College as a front runner of Japan, and the newer Japanese Professional University. Analyses are conducted by using of some descriptors developed by some preceding studies and Terada's three dimensions model. As results, we could make clear that the system design in Japan has triple sub systems, university (German type), college (American type) and articulated course of two stage (Korean type). From the view point of the relevance to occupations, in contrast to other two countries which they focus on technical occupations, Japan tends to allocate both kind of majors, occupational and broader industry- oriented ones. In the aspect of curricula, liberal arts and field practicums are characteristic as the didactical conditions, and the latter lines with Germany in the quantity level.

The conflict between American-Japanese and German-Japanese model will continue, because there are quite few and short history for construction of German model in Japan. But we can notice the reformation of Japanese model by the further expansion of such universities.

**Key Words** : Comparative Study, University of Applied Sciences, Higher Vocational Education, Descriptors of Comparison